

平成 25 年 10 月 11 日

関係者 各位

更生会社エルピーダメモリ株式会社

管財人 木下 嘉隆

管財人弁護士 小林 信明

## 更生計画に基づく弁済について

### 第 1 第 1 回分割弁済について

弊社は、東京地方裁判所の許可を得て、第 1 回分割弁済日を平成 25 年 10 月 25 日として、第 1 回分割弁済及び一般更生債権の免除を以下のとおり行う予定です。

#### 1 更生担保権の弁済率

第 1 回の確定弁済額	更生計画記載のとおり
第 1 回の繰上弁済の弁済率	6.985%

#### 2 一般更生債権の弁済率及び免除率

第 1 回の確定額弁済の弁済率	3.5%
第 1 回の追加弁済の弁済率	2.211% ※追加弁済①～⑤の弁済率の合計。
第 1 回の免除率	5.8% ※左と別に、平成 25 年 2 月末に 66.1%が既に免除済。

※1 円未満は、弁済額は切り捨て、免除額は切り上げです。

※指定頂いている振込口座に振り込む方法で弁済します。

### 第 2 一般更生債権の第 2 回分割弁済以降の弁済率・免除率の見通し

第 2 回～第 7 回分割弁済（更生担保権については原則～第 6 回で分割弁済が完了）の時期は平成 26 年～平成 31 年（更生担保権については原則～平成 30 年）の各 12 月最終営業日の予定です。

一般更生債権に対する第 2 回～第 7 回分割弁済の弁済率は、未確定の事象が今後確定していくに伴い確定するため現時点では確定しておりませんが、仮に、①未確定更生債権が 186 億 8265 万 4833 円となり、②停止条件の成否が確定していない停止条件付き更生債権等がすべて条件成就等して弁済すべき更生債権になり、③平成 25 年 8 月 1 日以降に弁済する特定共益債権が 29 億円になる等、一定の前提をおいた場合、当該前提の下では、以下のとおりになる可能性があります。実際の弁済率は、確定し次第、今後お知らせしてまいります。

	第 2 回～第 7 回の合計	第 1 回(参考)	第 1 回～第 7 回の合計(参考)
確定額弁済の弁済率	13.9%	3.5%	17.4%
追加弁済の弁済率 ※ 1	7.093%	2.211%	9.304%
免除率	1.396%	5.8% ※ 2	7.196%

※ 1 追加弁済①～⑤の弁済率の合計。 ※ 2 5.8%と別に、平成 25 年 2 月末に 66.1%が免除済。

本リリースには、将来の事象に関する計画やその他の見通しに関する記述が含まれます。  
これらの記述は予測であり、実際に生じる事象や結果が異なる可能性があることにご注意下さい。  
弊社は、これらの記述と実際の結果が異なった場合に、本リリースの内容を更新する義務を負うものではありません。

以上